

## 函南町介護サービス事業所等物価高騰対策支援金（介護分）交付要綱

### 第1 趣旨

町長は、コロナ禍において物価高騰の影響を受けながらもサービスの安定的な提供を継続している社会福祉施設等を支援するため、介護サービス事業所・施設を運営する法人等に対し、予算の範囲内において介護サービス事業所等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、函南町補助金等交付規則（昭和48年函南町規則第10号）及びこの要綱の定めるところによる。

### 第2 定義

- (1) この要綱において、「介護サービス事業所・施設」（以下「事業所・施設」という。）とは、別表に掲げる事業所・施設であり、函南町内に所在するものをいう。
- (2) この要綱において「利用定員」とは、令和4年10月1日現在において管轄する自治体に届け出ている利用定員数をいう。

### 第3 交付の対象及び交付額等

別表のとおりとする。

なお、函南町介護サービス事業所等物価高騰対策支援金（障害分）交付要綱（令和4年函南町告示第240号）の交付対象となった事業所・施設については、介護分の交付対象には該当しないものとする。

### 第4 交付の申請

#### (1) 書類の提出

支援金を申請する者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、町長に提出するものとする。なお、事業所・施設を運営する法人等は、原則として、函南町内で運営する全ての事業所・施設の申請額を取りまとめて、一括して町長に交付申請するものとし、交付の申請は、対象となる事業所・施設1か所につき1回限りとする。

#### (2) 提出期限

別に定める日まで

### 第5 申請の取下げ

申請者は、支援金の交付申請を取り下げようとする場合は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に、その旨を記載した書面を町長に提出しなければならない。

### 第6 交付の決定及び確定等

- (1) 町長は、申請書類の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは交付決定兼交付確定（以下「交付決定」という。）を行い、その内容を交付決定兼交付確定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。
- (2) (1)の場合において、申請内容が不相当と認められたときは、その内容を不交

付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

#### 第7 申請が行われなかった場合等の取扱い

- (1) 第4に定める提出期限までに申請書類の提出がなかった場合は、交付対象者が支援金の交付を受けることを辞退したとみなす。
- (2) 町長が申請書等を受付した後、申請書等の不備があり、町長が申請者に補正を求めたにもかかわらず、補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により交付できなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。
- (3) 町長が交付決定を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、町長が申請者に補正を求めたにもかかわらず、補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により交付できなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

#### 第8 支援金の返還

- (1) 町長は、申請者が支援金の申請時に誓約した内容に違反したと認められるとき、支援金の交付決定を取り消すことができる。
- (2) 町長は、(1)の規定により、支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、当該交付を受けた申請者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

#### 第9 支援金の交付

町長は、支援金の交付に当たっては、第6で決定した支援金の額を申請者が指定する金融機関口座へ入金するものとする。

#### 第10 帳簿及び証拠書類の保存

- (1) 申請者は、第4に定める書類については、帳簿及び全ての証拠書類を備えておかなければならない。
- (2) 申請者は、(1)の帳簿及び証拠書類を交付を受けた日の属する年度の終了後5年間、町長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

#### 第11 検査及び報告

- (1) 町長は、支援金の適正な交付のため、必要に応じて申請者に対して、検査、報告、その他必要な措置（以下「検査等」という。）を求めることができる。
- (2) 申請者は、検査等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

#### 第12 受給権の譲渡又は担保の禁止

支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保にしてはならない。

#### 第13 その他

この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和4年度分の支援金に適用する。

別表（第3関係）

区分	対象事業所・施設種別	交付額	交付限度額
訪問 及び 相談 系サ ービ ス事 業所	訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所（保険医療機関におけるみなし指定事業所を除く。）、訪問リハビリテーション事業所（保険医療機関におけるみなし指定事業所を除く。）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所	1事業所につき30,000円	
通所 系サ ービ ス事 業所	通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所（保険医療機関におけるみなし指定事業所を除く。）	利用定員1人につき4,000円  注：通所系サービス事業所における利用定員とは、当該事業所において同時にサービスを受けることができる上限としての定員であり、当該事業所における単位の定員の合計では無い。	160,000円
短期 入所 生活 介護 事業 所 （単 独 型） 及び 多機 能系 事業 所	短期入所生活介護事業所（単独型）、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所	(1) 通いサービス 利用定員1人につき4,000円  (2) 宿泊サービス 利用定員1人につき7,000円	短期入所生活介護事業所（単独型）は200,000円  小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所は、120,000円

<p>介護保険施設及び短期入所生活介護（併設型）等</p>	<p>介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護事業所（静岡県が所管する軽費老人ホームを除く。）、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所（静岡県が所管する軽費老人ホームを除く。）、認知症対応型共同生活介護事業所、軽費老人ホーム（静岡県が所管するものに限る。）、短期入所生活介護事業所（併設型。ただし、右の交付額の注1及び注2の範囲内に限る。）</p>	<p>利用定員（下記注1、注2の場合は合算後の人数）1人につき7,000円</p> <p>注1：（地域密着型）特定施設入居者生活介護事業所を除く施設及び事業所については、令和4年10月1日時点の当該施設又は事業所の利用定員と当該施設又は事業所に併設する短期入所生活介護事業所（併設型）の利用定員を合算する。</p> <p>注2：（地域密着型）特定施設入居者生活介護事業所（静岡県が所管する軽費老人ホームを除く。）については、令和4年10月における要介護又は要支援認定を受けている利用者数の1日当りの平均実利用者数（=10月の各日0時時点の要介護又は要支援認定を受けている利用者数÷31日）と当該事業所に併設する短期入所生活介護事業所（併設型）の令和4年10月1日時点の利用定員を合算する。</p>	<p>700,000円</p>
-------------------------------	---	--	-----------------

※1 対象事業所・施設については、令和4年10月1日時点で指定等を受けているものであり、申請時において休止・廃止しているものは含まない。

※2 以下に掲げる事業所・施設は、本事業の対象としない。

- ・障害者総合支援法に基づく居宅介護、重度訪問介護、行動援護の指定を受けている訪問介護事業所のうち、障害福祉サービス事業所として介護サービス事業所等物価高騰対策支援金を申請する事業所

- ・障害者総合支援法に基づく共生型の指定を受けている居宅サービス事業所であって、障害福祉サービス事業所として介護サービス事業所等物価高騰対策支援金を申請する事業所

・国、地方公共団体（一部事務組合を含む。）が管理・運営している事業所（指定管理を含む。）